

## 第 11 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月25日(金)午前9時35分から10時10分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

### 3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	西田	三郎		
農業委員	1番	高田	真盛	2番	牛野 進一郎
	3番	久保田	力雄	4番	砂坂 浩一郎
	5番	小山	幸良	6番	寺内 秀昭
	7番	河野	律雄	8番	古市 道則
	10番	中之藺	堅二郎		

### 農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	崎田	善昭	ロ.	向井	克巳
ハ.	中園	廣行	ニ.	中峯	哲義
ホ.	片板	大作	ヘ.	雨田	俊孝
ト.	原田	晃生	チ.	小脇	尚武

### 4. 欠席委員

農業委員	9番	中島	一三
------	----	----	----

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第11号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 買受適格証明願について

議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田	直樹
農地振興係長	戸川	修一郎

農地振興係  
農地集積支援員

中村 陽星  
牛野 学

## 7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ておりますので報告します。  
議席番号3番 中畠一三委員です。農地利用最適化推進委員 片板大作  
推進委員については現在向かっているとのことですので、後ほど到着予定  
でございます。
- 本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立し  
ていることを報告いたします。
- 議長 長 ただいまから、第11回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい  
でしょうか。  
(「はい。」の声あり。)
- 議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号1番 高田  
真盛委員、2番 牛野進一郎委員を指名します。
- 議長 長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第  
1項の規定による令和3年度第11号農用地利用集積計画書(案)に対する  
意見決定について、を議題にします。
- 議長 長 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。
- 事務局 資料2ページをお開きください。  
議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、令和3年6月30日  
を公告日とする農用地利用集積計画 賃借権1件・農地中間管理権5件  
を定めたいので承認を求めるものです。  
資料は3ページをご覧ください。  
まずは基盤法による利用権設定です。期間の始期を令和3年7月1日か  
ら令和8年6月30日の5年間を終期とするもので、畑●●㎡の1件とな  
っております。  
それでは資料は4ページをお開きください。計画内訳書について説明い  
たします。  
利用権を設定する者は、日置市東市来町○○××番地 A、利用権の設  
定を受ける者は、南種子町○○××番地 Bです。経営面積は●●㎡。申  
請地は○○字△△××番、地目は畑で面積は●●㎡、さとうきび・澱粉甘  
藷の栽培を行い、5年間の賃貸借で賃借料は10アール当り〇万円で新規  
設定です。図面は5ページに添付しておりますのでご確認をお願いしま  
す。  
6ページをお開きください。続いて、農地中間管理権の設定です。公告  
年月日は基盤法によるものと同様で令和3年6月30日。期間は令和3年

7月1日から令和8年6月30日までの5年間で4件で、地目は畑が4筆です。それから、令和3年7月1日から令和13年6月30日までの10年間で1件で、地目は畑が1筆です。

7ページをご覧ください。1番は、〇〇××番地 Cから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、〇〇△△のDが耕作者となっております。土地の所在が〇〇字△△××番、面積は●●㎡の内●●㎡で、澱粉甘藷の作付けを行い賃借料は〇万円で期間は5年です。

次に2番は同じくCから公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じEへの貸し付けです。土地の所在は〇〇字△△××番で●●㎡の内●●㎡を利用します。賃借料は〇万円です。

3番はCからCへのA to Aで、D並びにEに貸した土地の残り●●㎡です。図面は9ページと10ページに添付しております。10ページをお開き頂くと詳細を記載しておりますのでお目通しをお願いします。

8ページをお開きください。4番は〇〇××番地 F・86歳、耕作者はGです。土地の所在は〇〇字△△××番、面積は●●㎡。牧草を栽培します。期間は10年で賃借料は年、〇万円です。図面は11ページに添付しております。

最後5番ですが〇〇××番地 H・80歳とGの利用権設定です。土地の所在は〇〇字△△××番の●●㎡で、先ほど同様、牧草を栽培します。なお、図面については12ページに添付しておりますのでお目通しをお願いします。

賃借権及び中間管理権を取得する者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい、4番委員。

4番委員 整理番号1番について賃借料ですが、これは同じ畑を分けて貸し出し、Dさんは〇万円で借りて、整理番号2番のEさんは〇万円で借りるとあります。何故こういうことが起きるか教えていただきたい。

議長 はい、事務局。

事務局 農地中間管理機構を通じての貸し借りということで、私の方でも疑問があり総合農政課の担当職員に聞いてはみたのですが、個人間の話し合いということでした。そこを深く掘り下げて聞くことはしていませんが、一応本人同士の話し合いということで金額の設定がなされたということ

す。

議 長  
事 務 局

面積と金額についての比較についてはどうですか。

4番委員は面積と金額についての比較を尋ねられたのですね。これについては、本人たちの話し合いということで聞いています。

4番委員  
事 務 局

1番は10アール当り〇万円ということですか。

違います。10アール当り〇万円ということではなくて、●●㎡の土地に対して支払われるものです。続いて2番については、●●㎡の土地に対して〇万円ということです。

4番委員がおっしゃられる話は僕も分かります。突き詰めると単価がはっきりしないということになるので、よろしく願います。

議 長  
4番委員  
事 務 局  
議 長

4番委員、よろしいでしょうか。

はい、了解しました。本人同士の契約の結果ということですね。

はい。

他にございませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長  
11番委員

はい、11番委員。

7ページの整理番号3番、残った面積●●㎡をCさん、自分の土地を自分で契約するという形になっておりますが、これは必要なんですか。

議 長  
事 務 局

はい、事務局。

必要かどうかと聞かれると必要はないかも知れませんが、地域集積協力金の関係は特段ここにはないですけれども、おそらく上の2つをやる上で一緒に期間の定めをしておこうということでされているようです。このA to Aについては、農地中間管理機構を通じて利用権設定をする中であっては、よくあることです。一応そういったことで形に残しておくという状況でやっていることだと解釈しております。

議 長  
11番委員  
議 長

11番委員、よろしいでしょうか。

はい。

他にございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長  
事 務 局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：I、譲受人：Jを議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。

資料13ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求

めるもので、所有権の移転が1件です。

整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 I。

譲受人が、中種子町〇〇××番地 Jです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●m<sup>2</sup>。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は18ページから添付しております。

以上1件につきましては、6月10日の現地調査により確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、10番委員。

10番委員 今回、IさんからJさんへの3条申請が出ていますけれども、IさんとJさんの関係は親戚関係とかではありません。Iさんの父親の家と土地をIさんが売りに出したところ、Jさんから買いたいとご連絡があったそうです。出来れば建物だけで良かったんですけども、土地自体が奥の方にありますので、Iさんからこの土地も買って欲しいということでの申請をされたようでございます。

それでJさんは中種子町〇〇出身で〇〇においてタンカンを作っております。それと、〇〇地区のレザーリーフファンの跡にパパイヤを作付けしております。今回丁度、中種子町〇〇と南種子町〇〇で仕事がありまして、〇〇地区で家を探したところ、この家が見つかりましたので、購入したいということになったそうです。今回の土地を3条申請し取得した後は野菜などを作ってトンミー市場に出したいということでありました。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 買受適格証明願について、申請人：Kを議題にします。

事務局

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。

資料20ページをお開きください。

議案第3号は、買受適格証明願について審査を求めるもので、申請件数は1件となります。

この証明は、「民事執行法等による農地などの売却に関しては、農地法上の各許可権者は、買受適格証明願があれば、買受適格の有無を判定しなければならない。」となっています。

農地を取得するのに適格かどうかの判断になります。

今回は、鹿児島地方裁判所の競売による、取得に至った場合は所有権の移転で農地法第3条の許可を要する農地についての売却となっています。

資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人は、南種子町〇〇××番地 K・71歳。

係る申請地についてご説明いたします。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記地目は畑で、現況地目も畑となっています。地積は●●㎡。

登記名義人はLです。

この1件に係る申請地につきましては、6月10日の現地調査において、会長、月担当農業委員、地区担当農業委員で現地確認をしております。

参考資料は21ページから添付しております。

買受適格証明がされた場合は、入札に参加をすることができ、最高価格買受け申出人になった後には、農地法第3条の許可申請をして、所有権の移転許可となります。

通常、農地法第3条の許可については、農業委員会総会で審議をし、許可となるわけですが、この買受適格証明についての審査及び判断が、農地法第3条と同趣旨になるため、議案書中の付帯決議(案)としまして、「上記申請人において、この物件に対しての農地法第3条許可申請があった場合は、南種子町農業委員会規程第8条(会長の職務権限)に示す第1項5号(総会の議決により指定した事項)に基づき、本議決付帯決議に基づき農業委員会会長判断で処理する。」につきましてもご審議をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、4番委員。

4番委員

この土地は今回競売に出されておりますが、以前よりKさんがLさんから借り入れて耕作をしている土地でございまして、KさんはBの現社長であり経営者ですので、適格であるかと言われますと十分に適格だと言わざるを得ませんので、そういうことです。今現状競売に係れば相手もいるこ

とだし、とKさんは言うておりましたが、現状自分が耕作している土地ですの、是非この土地は入札に参加し取得に努めていきたいと考えているようでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑はありませんか。  
(「はい。」の声あり)

議 長 はい、11番委員。

11番委員 買受適格証明というのは競売に参加する資格があるかどうかを農業委員会が判断しなさいというところですか。

議 長 はい、事務局。

事務局 買受適格証明願の申請を出される時は農業委員会が判断して許可が出された時に、この証明書を裁判所の方に提出して適格かどうかの判断をすることになります。

11番委員 適格かどうかというのを判断するのは農業委員会ですか、裁判所ですか。

事務局 適格かどうかの判断をするのは農業委員会になります。

11番委員 それでは不適格という判断であれば、競売に参加できないということになるんですか。

事務局 不適格という判断であれば、買受適格証明書を農業委員会が発行することができないということになり、競売への参加ができないということになります。

11番委員 恐らく競合相手がいないでしょうからこの方が落札して、この後は管理ができるということでしょうか。

事務局 そうなります。

11番委員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号及び付帯決議について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号及び付帯決議については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇字△△××番 外11筆を議題にします。

それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。

事務局 資料24ページ及び追加資料25ページをご覧ください。

議案第4号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者は、熊毛郡南種子町〇〇××番地 M。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡、外11筆で計12筆、地積合計が●●㎡になります。

この12筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できます。

この件につきましては、6月10日の現地調査において、会長・5番委員・7番委員・事務局で現地確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議長 追加議案 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、貸人：N、借人：Oを議題にします。

それでは、事務局より議案第5号の説明をお願いいたします。

事務局 資料は別紙になります。

議案第5号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めるもので、転用申請が1件となります。

整理番号1番。貸人が、南種子町〇〇××番地 N。

借人が、南種子町〇〇××番地 Oです。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は畑。地積は●●㎡です。

転用計画は、●●㎡の内、●●㎡の部分転用になります。

工事計画は、令和3年6月から令和3年11月まで。

転用目的としましては、土砂の仮置場となります。

転用事由の詳細としまして「鹿児島県発注工事で使用する土砂を仮置きするため。」とのことです。

周囲の状況につきましては、申請地周辺は山、東側に町道となっております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

(1) 造成計画が、盛土を最高3.0m・最低2.0m行う。



(2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。

(3) 周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅 3.0m程度設ける。

なお、申請地は農用区域外及び都市計画区域外で、農地区分は「第2種農地」に該当し、6ヶ月間、〇万円の賃借権設定によるものです。なお、申請地は土砂の仮置き場としての使用が始まっているため、追認の申請案件となります。

参考資料は（別紙資料）5ページから添付しております。

この1件につきましては、6月18日に農地部長・担当委員・事務局で現地調査を行い、申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、3番委員。

3番委員 ○が〇〇線の道路拡張のため鹿児島県からの発注を請け負い、土砂の仮置き場が必要ということでした。元々は西之表に仮置き場を作る予定でしたが、工事計画が長引いたことにより近場を探しておりましたところ、N氏の畑を借りることとなりました。●●㎡の内、●●㎡の部分転用で、残りの土地はフェニックス・ロベレニーを作っています。転用前はバナナを作っていました。6ヶ月間で〇万円の賃借権設定で、工事終了後は元に戻し、ロベレニーを作付けするという事です。以上です。

議長 長 現地調査の当日に現地調査がされなかったために、特別に地区担当の3番委員と農地部長に見に行ってもらっています。農地部長（8番委員）から補足説明はありませんか。

農地部長 今、3番委員が説明したように既に工事が始まっており、現地に土砂を置いていました。それで顛末書を書いてもらっています。それまで本人も気付かなかったと思うんです。現状を見た結果では、特別に害を及ぼすということはなく、工事完了後は速やかに元に戻せると思います。また、N氏にとっても土砂を置いていたところが逆に元通りに整地されて返還されるのでよろしいのではないかと思います。

議長 長 ありがとうございます。説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「はい。」の声あり）

議長 長 はい、7番委員。

7番委員 今後の問題なんですけど、多分反省されてこういったケースは起こらないと思うのですが、資料の顛末書を書いている〇さんは前回のPさんの件

があって、結果的に非農地証明申請を取り下げていますけどね、今回2件目で、これからも同様の作業が続いていく可能性がありますから、3回目はこういう格好のないようお願いというか、注意を払う必要があるのではないかと私個人の考えであります。以上です。

議 長 今回の〇につきましては、来庁した時に事務局からも特別に口頭指導をいたしましたので、この後6ヶ月後ちゃんとした農地になっているかどうかを地区担当の3番委員に確認してもらいたいと思います。

他に質疑はございませんか。

(「はい。」の声あり)

3番委員 大変責任の重いこととは思いますが、どのようにすればよろしいか。

議 長 はい。懇談に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは懇談に入ります。

議 長 懇談を解いてよろしいでしょうか。懇談を解きます。

他にございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。